

グループホームと地域との 交流について

仙台市障害者支援課 施設支援係

はじめに

グループホームが地域に開かれた事業所として運営されることは、利用者が充実した生活を送るために重要であることはもちろん、次のような役割も持っています。

- 非常災害時等における地域住民との円滑な連携の確保
- 地域における障害者理解の促進
- 顔の見える関係づくりによる地域全体の活性化

この資料では、グループホームと地域との交流について、事業所のみなさまに改めて確認いただきたい点を説明します。

目次

1. 関連条文について（基準省令）

2. 地域との交流とは？ ①開設時 ②開設後

3. 参考情報（町内会について）

4. まとめ

1. 関連条文について（基準省令※1）

第74条（地域との連携等）

指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

介護サービス包括型	➡	第213条で準用
日中サービス支援型	➡	第213条の11で準用
外部サービス利用型	➡	第213条の22で準用

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

2. 地域との交流とは？ ①開設時

- 事業所の新規指定および住居の追加の際は、地域との良好な関係構築のため、工事等に着手する前に住居の所在地の自治会長（町内会長）や近隣住民へ、挨拶や情報提供を行うよう努めてください。
- グループホームの開設時によくある事例について、次のスライドでご紹介します。

2. 地域との交流とは？ ①開設時

<よくある事例>

事例1

開設時に町内会等への説明を行わず、開設後も町内会に加入しなかったため、地域住民から不審な施設という印象を抱かれてしまった。

事例2

住居が2つの町内会の境界に位置しており、一方の町内会にのみ挨拶を行ったため、もう一方の住民の不信感につながってしまった。

など

2. 地域との交流とは？ ②開設後

- 町内会への加入や地域行事への参加等、
グループホーム開設後の地域との関わり方
についてもご検討ください。
- グループホームにおける地域交流の取り組み事例
について、次のスライドでご紹介します。

2. 地域との交流とは？ ②開設後

<地域交流の取り組み事例>

- グループホームの利用者と職員が、公園清掃など地域のイベントに積極的に参加している。
- グループホームと地域住民とが協力してお祭り等のイベントを企画している。
- 地域住民が職員やボランティアとして日頃からグループホームにかかわっている。

など

3. 参考情報（町内会について）

- 住居の所在地の町内会※2について知りたいとき
- 町内会長の連絡先等を知りたいとき

※2 単位町内会、地区連合町内会など
複数の組織形態があります

各区役所（宮城総合支所）まちづくり推進課
にお問い合わせください

4. まとめ

- グループホームを開設する際は、事前に町内会等への情報提供を行うよう努めてください。
- 地域に開かれたグループホームとなるよう、開設後の地域交流についてもあらかじめご検討ください。
- 事業所の新規指定時だけでなく、住居の追加時も上記の点に留意してください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。